

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

文 教 経 済 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 館 山 善 也

副 委 員 長 渡 部 伸 広

1 **開催日** 平成29年12月14日（木曜日）

2 **開催場所** 第3委員会室

3 **審査案件**

- 議案第184号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）
議案第187号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）
議案第188号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）
議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）
議案第190号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター）
議案第191号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター）
議案第192号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター）
議案第193号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館）
議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館）
議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館）
議案第196号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館）
議案第197号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）
議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）
議案第199号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）
議案第200号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）
議案第201号 公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）
議案第202号 公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター）
議案第204号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩い

- の牧場等)
- 議案第205号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市観光交流情報センター)
- 議案第206号 公の施設の指定管理者の指定について(ユーサ浅虫)

○出席委員

委員長	舘山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部次長	佐々木秀文
市民生活部長	井上享	農林水産部参事	三浦大延
経済部長	堀内隆博	農林水産部参事	鳥谷部勝男
経済部理事	坪真紀子	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	山内秀範
農林水産部長	金澤保	教育委員会事務局参事	佐々木淳
教育委員会事務局教育部長	横山克広	教育委員会事務局参事	若佐谷昭人
教育委員会事務局理事	工藤裕司	生活安心課長	小倉信三
農業委員会事務局長	梅田喜次	経済政策課長	工藤健志
市民生活部次長	加福理美子	農業政策課長	田澤淳逸
経済部次長	横内信満	文化スポーツ振興課主幹	澤拓生
経済部参事	百田満	関係課長等	
農林水産部次長	永澤治		

○事務局出席職員氏名

議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	長内真由美
----------	------	---------	-------

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 20 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 184 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 184 号の御説明をする前に、平成 29 年第 4 回定例会に議案を提出しております公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、市長が指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することとなっております。このたび、平成 29 年度末をもって指定期間が満了となります施設について、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき指定に係る議案について提出するものであります。

資料 1 をごらんください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る経済部、農林水産部及び教育委員会事務局が所管する公の施設の指定管理者の指定についての選定結果をまとめた資料となっております。

このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、8 月 1 日から 9 月 8 日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、9 月 1 日から 9 月 8 日まで応募の受け付けを実施いたしました。なお、この期間に応募がなかったナンバー 19 の青森市観光交流情報センターにつきましては、募集要項を見直しした上で 10 月 6 日から再募集を行い、10 月 23 日から 10 月 27 日まで応募の受け付けを実施したところであります。

指定管理者の選定に当たりましては、市民政策部理事を委員長とする各部署の理事または次長級の職員、学識経験者及び税理士を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画等の選定項目について、各項目の点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

今期定例会において指定議案の御議決をいただければ、平成 30 年 4 月 1 日から施設管理業務の開始となり、指定期間は平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、各施設の指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

対象施設といたしましては、教育委員会事務局の所管が青森市中世の館等の 28 施設、経済部の所管が青森産業展示館等の 5 施設、農林水産部の所管が合子沢記念公園等の 2 施設で、合計 35 施設となっております。このうち、指定管理者を公募した施設は 23 施設となっており、また、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者が一括管理する施設は 22 施設となっております。なお、網かけ部分の施設につきましては、浪岡事務所都市整備課の所管となっております。

また、今回選定されました各施設の指定管理者候補者については、資料記載のとおりとなっておりますが、その下に括弧書きで現在の指定管理者も記載しております。

それでは、議案第 184 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 184 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市中世の館及び浪岡城跡案内所であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、選定方法につきまして御説明いたします。

選定方法の「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」及び「4 効率性について」の 4 項目で評価いたしました。

項目ごとの配点につきましては、「1 管理運営全般について」は、施設の設置目的への適合性を見る管理運営方針や同種の施設管理業務の実績、地域や関係団体との連携状況、財務の健全性について評価し、配点は 30 点としております。

次に、項目の「2 管理について」は、地元雇用への配慮や職員等の配置計画、研修計画の適正性、施設の管理計画や防犯、防災、緊急時の対応、個人情報保護の取り組みや環境等への配慮のほか、福祉に関する取り組みについて評価し、配点は 50 点としております。

次に、項目の「3 運営について」は、市民の平等な利用の確保や要望に適切に対応できる仕組み、サービス向上の取り組み、来館者を増加させるための PR 及びイベントなどの事業の実施計画について評価し、配点は 40 点としております。

最後に、評価項目の「4 効率性について」は、経費の妥当性と全体経費の縮減を評価するもので、30 点としており、これら 4 項目合計の 150 点を満点としております。

2 ページをごらんください。

採点に当たりましては、個別項目採点基準に基づいて行い、配点の項目については、「大変よい」を満点、「全く不十分」を0点、その中間値を「普通」として評価しました。また、公募による応募施設につきましては、財務の健全性について審査することとし、配点10点のうち、直近3事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況により点数評価されるものであり、一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合がありますとしております。

3ページをごらんください。

「効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率により、下段の表のとおり配点しております。

なお、候補者の水準を確保するため、最低得点につきましては、各項目の「普通」と評価される点数と効率性の基本点の合計点である81点に設定し、これを下回る場合は選定しないこととしております。

4ページをごらんください。

応募団体は、特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎の1者で、現在の指定管理者でもあります。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が95.71点となり最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準を満たしていることから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎が指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第184号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第184号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第187号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）」及び議案第188号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）」の計2件の議案については、当該施設が同一の

条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら2件の議案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 議案第187号及び議案第188号の「公の施設の指定管理者の指定について」の両案をまとめて御説明申し上げます。

議案第187号関係資料及び議案第188号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市油川市民センター及び青森市荒川市民センターになります。

選定方法につきましては、評価項目を「管理運営全般について」、「管理について」、「運営について」、「効率性について」の4項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、資料に記載のとおり、管理運営全般について20点、管理について50点、運営について40点、効率性について25点の135点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては、72.5点といたしました。

指定管理者の募集に当たりましては、青森市指定管理者導入基本方針の非公募要件である「地域住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民の主体的な活動の促進といった効果が期待される場合」に該当することから、非公募としたものであります。

募集の結果、油川市民センターにつきましては元気町あぶらかわ市民センター運営協議会から、また、荒川市民センターにつきましては現在の指定管理者である青森市荒川市民センター管理運営協議会からそれぞれ応募がありました。なお、現在、市直営により管理運営を行っている油川市民センターにつきましては、このたび、地域住民団体による新たな運営協議会が設立され、その運営協議会から応募があったものであります。

それぞれの指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、いずれも応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準も満たしておりますことから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、今回の応募団体が指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第187号及び議案第188号の両案についてまとめて御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第 187 号について採決いたします。

議案第 187 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 187 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 188 号について採決いたします。

議案第 188 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 188 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 189 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）」から議案第 197 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）」までの計 9 件の議案については、当該施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら 9 件の議案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 議案第 189 号から議案第 197 号までの「公の施設の指定管理者の指定について」の計 9 件について、まとめて御説明申し上げます。

議案第 189 号関係資料から議案第 197 号関係資料までの指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、青森市浪岡北中野公民館、青森市浪岡本郷公民館、青森市浪岡野沢公民館、青森市浪岡女鹿沢公民館、青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園であります。青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、選定方法につきましては、先ほどまとめて御説明いたしました議案第 187 号及び議案第 188 号と同様になっております。

また、指定管理者の募集に当たりましては、先ほどと同様の理由から非公募としたものであり、募集の結果につきましては、いずれも現在の指定管理者から応募がありました。

それぞれの指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、いずれも応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準も満たしていることから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、各市民センター及び各公民館の管理運営協議会等が指定管理者候補者として選定されたところでありま

す。
以上、議案第189号から議案第197号までの計9件についてまとめて御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第189号について採決いたします。

議案第189号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第189号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第190号について採決いたします。

議案第190号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第190号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第191号について採決いたします。

議案第191号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第191号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第192号について採決いたします。

議案第 192 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 192 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 193 号について採決いたします。

議案第 193 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 193 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 194 号について採決いたします。

議案第 194 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 194 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 195 号について採決いたします。

議案第 195 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 195 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 196 号について採決いたします。

議案第 196 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 196 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 197 号について採決いたします。

議案第 197 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 197 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 198 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 議案第 198 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 198 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市文化会館、青森市民ホール、青森市合浦亭、青森市民美術展示館、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

選定方法につきましては、資料に記載のとおり、評価項目は 4 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、管理運営全般について 35 点、管理について 55 点、運営について 40 点、効率性について 30 点の 160 点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては、85 点といたしました。

4 ページをごらんください。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「6 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 114.90 点となり最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準を満たしていること、さらに、応募があった 2 団体の中で最高点であることから、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社が指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 198 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、渋谷委員。

○渋谷勲委員 応募した 2 つの団体のうち、あともう 1 つはどこなんですか。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 あともう 1 つにつきましては、済みませんがお答えできないことになっておりまして……。

○館山善也委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 お答えできないなら、賛成しないぞ。何でお答えできないんだ。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 応募団体が 2 者でありまして、その選定されなかった団体等を公表することによって、その社会的な信用を失墜させたりですとか、当該団体の権利とか、そのような正当な利益を害するおそれがあることを考慮しまして、団体名は伏せることになっておりますので

御理解いただきたいと思います。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** あのね、そんなに権威ある団体なんですか。隠さなければならぬと。そこから間違っているんだよ。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。（「許しておけない、これは」と呼ぶ者あり）

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** これは、今回に限らず、「だめだ」と呼ぶ者あり）これまでもずっとそのようにしてやってきておりますし、今申し上げたとおり、応募された、申請された団体に対して、不当に利益を害するようなことにならないようにということがありますので、御理解いただきたいと思います。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** 教育部長、花岡プラザだって、負けたところと勝ったところ、どこもここもちゃんと言っているわけだよ。何でこれに限って言えないんだ。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 済みません。花岡プラザの場合も、選定された団体以外のところは公表していないというように認識しております。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** 公表しているでしょう。道の駅……、何だ、「アップル」と呼ぶ者あり）アップルヒルと、あるいは秋田の業者、みんな公表しているよ。教育部長、あなたが今言った見解は違うぞ。何でじゃあ我々がわかるんですか。公表したからわかるわけでしょう。何でこれに限って公表できないのよ、これくらいの話。そんなに権威ある団体なんですか。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 大変申しわけありませんけれども、公表はしていないというように考えております。（「何でしないの。もう1回言いなさい」と呼ぶ者あり）先ほど言いましたけれども、「納得できない」と呼ぶ者あり）済みません、これは間違いなく公表はしておりませんので、どういう形で知り得たかは存じ上げませんが、「何を」と呼ぶ者あり）いや、渋谷委員が……。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** あなた、何言っているんだ、今。どういう形で知り得たかという話なんてあるもんですか。あなたが今説明したから言っているまでなんだよ、私は。だから、わからないから、あと1者はどこですかと聞いているだけなんだよ。何で答えられないんですか。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 1者は、先ほど言ったようにお答えできません。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** 競争に上がったわけでしょう。何で伏せなければだめなんですか。みんなこれ、市民の血税でしょう。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 先ほども申しあげましたけれども、社会的な信用を失墜させること及び公にすることより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることに配慮し、団体名は伏せて得点だけを公表することになっておりますので、委員から御質疑のあったほかの団体については、お答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○**館山善也委員長** 渋谷委員。

○**渋谷勲委員** 納得できないっていうの。何でこれくらいのこと——私は意味がわからないもの。だめだよ。

○**館山善也委員長** ほかに御質疑ありませんか——渋谷委員、よろしいですか。

○**渋谷勲委員** よくないよ。公表しないとかって、納得できないもの。何で隠さなければだめなの。相手があつて、審査に上ったわけでしょう。その結果というのは、何で答えられないのよ。おかしくないか。じゃあ、何で今まで——我々、常任委員会等々で、公の施設についてもある程度のことはわかっているわけでしょう。どうして負けたのかとか、採点方法だとか何だかんだと。その結果に基づいてやっているのに——私、反対ではないんだよ。反対ではないけれども、どういう団体が——これまではそうでしょう、体育、文化というものは。これには何も私は異議は唱えてないんだ。でも、勇気ある方がこうして手を挙げて、これもこれまでで初めてでしょう。手を挙げたことはないでしょう。だから、どういう団体が手を挙げたかぐらいは、お知らせしても——どんなものでしょうかね。

○**館山善也委員長** 教育部長、会社の名前ではなくて、どのような団体かということですので、どのような経歴を持つ団体かということは答えられませんか。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** どのような団体と言われましても…。(「いいよ、もう」と呼ぶ者あり)

○**館山善也委員長** どのような活動をしている団体かということは、答えられませんか。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** まあ普通の、一般の会社です。(「いいよ」「進行」と呼ぶ者あり)

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。（「私は反対だ」と呼ぶ者あり）

本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 198 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 198 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 199 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 議案第 199 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 199 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、青森市宮野球場、青森市宮庭球場、青森市スポーツ会館、青森市スポーツ広場であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、選定方法につきましては、資料に記載のとおりであり、先ほど御説明いたしました議案第 198 号と同様になります。

4 ページをごらんください。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「6 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 122.67 点となり最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準を満たしていること、さらに、応募があった 3 団体の中で最高点であることから、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、スポーツネット青森が指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 199 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**館山善也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、中田委員。

○**中田靖人委員** スポーツネット青森を構成している企業を教えてください。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** スポーツネット青森の構成メンバーですけれども、株式会社角弘を代表企業として、太平ビルサービス株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社により構成されております。

以上です。

○**館山善也委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** ミズノスポーツサービス株式会社は、青森支社ですか。本社は入っていますか。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 済みません、ちょっと担当から答えさせます。

○**館山善也委員長** はい、どうぞ。

○**澤拓生文化スポーツ振興課主幹** 文化スポーツ振興課の澤と申します。

ミズノスポーツサービス株式会社は、青森市に事業所がありまして、そちらを拠点としております。

○**館山善也委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 本市の中小企業振興基本条例の中に、指定管理者について、主たる事業所が青森市内にあることというようにうたわれておりますけれども、こちらのほうは、その中小企業振興基本条例との整合性は市としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 先ほど申し上げましたように、核となる代表企業が株式会社角弘でありますので、そういう意味では、今お話のあった中小企業振興基本条例の意味も十分含まれているものと考えております。

○**館山善也委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** そうすると、その企業体が――これは、例えばほかの入札にもかかわってきますけれども、3社とかでJVをやったときに、メインの主たるところが青森市内であれば、青森市外のところが参加できるというような考えでよろしいですか。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 今のお話は、契約的なお話の部分もあるのかなと思いますけれども、一応、指定管理者の場合には、やはり民間の事業者の専門的な手法とか経営ノウハウを活用しながら、市民サービスの向上や効率的な管理運営を図るといった部分がありますので、まず原則とすれば、競争原理が働く公募で競争性を確保するということが基本的な考え方になると思いますけれども、その中でも、お話のあった市内に事業所等を有する部分というようなものは、ある程度は考えていくべきものかなと思っています。

ます。

以上でございます。

○**館山善也委員長** よろしいですか——はい、藤原委員。

○**藤原浩平委員** ミズノスポーツサービス株式会社は、スポーツ関係の大きい会社ですよね。なぜこれが入っているのか疑問なんですけど……。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** このたびのこのスポーツネット青森ですけれども、ミズノスポーツサービス株式会社は、どちらかといえばソフト事業のほうを担っているというように考えております。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 今、市民体育館は、完全に修理が終わっていないと思いますけれども、現在の状況やこれからの見通しはどのようになっているか教えてください。

○**館山善也委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 市民体育館につきましては、議員の皆様にも御報告させていただきましたけれども、12月1日からは、トイレは使えませんが暖房のほうは復旧しておりますので、普通に、御予約いただいた方にトイレが使えない旨を御説明の上、利用していただいております。トイレだけは、どうしても水回りの関係で使えませので、その分も含めまして、今回補正予算を計上させていただいておりますが、それも踏まえながら、なるべく工事期間も短くして、御迷惑をかけないような形で考えております。

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第199号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 可否同数と認めます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

議案第199号については、委員長は、否決すべきものと裁決いたします。

次に、議案第200号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡

体育館等)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 議案第 200 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 200 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市浪岡体育館及び浪岡総合公園であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

選定方法につきましては、資料に記載のとおり、評価項目を 4 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、管理運営全般について 30 点、管理について 50 点、運営について 40 点、効率性について 30 点の 150 点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては、81 点としております。

4 ページをごらんください。

応募団体は、浪岡青い森スポーツ協議会の 1 者で、現在の指定管理者でもあります。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 98.44 点となり最低得点以上の点数を獲得していることなど採点上の基準を満たしていることから、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、浪岡青い森スポーツ協議会が指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 200 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 200 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 201 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 議案第 201 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第 201 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森産業展示館及び青森市はまなす会館で、これら 2 施設につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、一括管理をすることとしております。

次に、選定方法について御説明いたします。

選定基準の項目及び各配点につきましては、管理運営全般についてが 30 点、管理についてが 50 点、運営についてが 40 点、効率性についてが 30 点で、合計 150 点が満点となります。

各項目の採点基準につきましては、2 ページから 3 ページに記載のとおりとなっております。最低得点は 81 点としております。

また、当施設の指定管理者選定に当たった選定評価委員会委員は、記載の 5 名で、平成 29 年 10 月 24 日に委員会を開催しております。

次に、応募団体については、一般財団法人青森市産業振興財団の 1 者となっております。当該団体は現在の当施設の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果、当該団体の獲得点数は 115 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者としております。

以上、議案第 201 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 201 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 202 号「公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 議案第 202 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 202 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、北部地区農村環境改善センターになります。

選定方法につきましては、先ほど御説明いたしました議案第 187 号等と同様であり、資料に記載のとおり、管理運営全般について 20 点、管理について 50 点、運営について 40 点、効率性について 25 点の 135 点満点といたしました。

採点基準につきましては、記載のとおりとし、最低得点につきましては、72.5 点といたしました。

また、指定管理者の募集に当たりましても、議案第 187 号等と同様の理由から非公募としたものであります。

応募団体につきましては、青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会で、現在の指定管理者でもあります。

指定管理者候補者の選定結果につきましては、「7 選定理由」のとおり、応募資格を満たしていること、また、合計点が 83.64 点となり最低得点以上の点数を獲得して採点上の基準も満たしていることから、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 202 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 202 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 204 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり) 議案第 204 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 204 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、農林水産部所管の青森市八甲田憩いの牧場、合子沢記念公園及び経済部所管のモヤヒルズで、これら 3 施設については、従業員の通年雇用が可能など運用面の効率化を図るため、一括管理することとしております。

次に、選定基準の項目及び配点につきましては、管理運営全般についてが 30 点、管理についてが 50 点、運営についてが 40 点、効率性についてが 30 点、合計 150 点が満点となります。

個別項目の採点基準につきましては、記載のとおりとしており、最低得点は 81 点であります。

また、当施設の指定管理者選定に当たった選定評価委員会委員は、記載の 5 名で、10 月 18 日に委員会を開催しております。

次に、応募団体につきましては、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団の 1 者となっており、当該団体は現在の当施設の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果、当該団体の獲得点数は 105.50 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者としております。

以上、議案第 204 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 204 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 205 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市観光交流情報センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 議案第 205 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 205 号関係資料の指定管理者選定評価委員会審査結果をごらんください。

対象施設は、青森市観光交流情報センターであります。

次に、選定基準の項目及び各配点につきましては、管理運営全般についてが 30 点、管理についてが 50 点、運営についてが 20 点、観光・交通情報の提供についてが 35 点、交流の推進についてが 15 点、効率性についてが 35 点、以上合計 185 点が満点となります。

個別項目の採点基準につきましては、記載のとおりとしており、最低得点は 98.5 点としております。

また、当施設の指定管理者選定に当たった選定評価委員会委員は、記載の 4 名で、11 月 10 日に委員会を開催しております。

次に、応募団体につきましては、公益社団法人青森観光コンベンション協会の 1 者となっております、現在の当施設の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果、当該団体の獲得点数は 132.28 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者としております。

以上、議案第 205 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、中村委員。

○中村節雄委員 候補者の採点の審査結果を見ていくと、2 番にある福祉に関する取り組みだけが、「普通」と評価される標準点の 3 点未満の 2.25 点ですけれども、その理由をちょっと教えていただきたいんですが。

○館山善也委員長 経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

ただいま御指摘のありました項目につきましては、障害者の雇用に関しての直接的な記述がなかったため、書面主義の審査によることからこの点数となったものであります。

○館山善也委員長 よろしいですか――ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 205 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 206 号「公の施設の指定管理者の指定について(ユーサ浅虫)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○**坪真紀子経済部理事** 議案第 206 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第 206 号関係資料をごらんください。

対象施設は、ユーサ浅虫であります。

次に、選定方法について御説明いたします。

選定基準の項目及び各配点につきましては、管理運営全般についてが 30 点、管理についてが 50 点、運営についてが 50 点、効率性についてが 30 点、合計 160 点が満点となります。

個別項目の採点基準につきましては、記載のとおりとしており、最低得点は 86 点としております。

また、当施設の指定管理者選定に当たった選定評価委員会委員は、記載の 5 名で、10 月 18 日に委員会を開催しております。

応募団体につきましては、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団の 1 者となっております、当該団体は現在の当施設の指定管理者であります。

4 ページをごらんください。

選定評価委員会による審査の結果、当該団体の獲得点数は 117.44 点となり、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、最低得点以上の点数を獲得していることなどの理由により、同団体を平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間の指定管理者候補者としております。

以上、議案第 206 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**館山善也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 206 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了
いたしました。

(審 査 終 了)